

○湖南衛生組合職員被服貸与規程

昭和41年 4 月 1 日

規程第 3 号

第 1 条 この規程は、別に定めがあるものを除き、常勤の職員に対し、職務の執行上必要な被服を貸与することを目的とする。

第 2 条 前条の目的達成のため管理者は、必要と認めた職員について被服の貸与をすることができる。

2 被貸与者、貸与する被服（以下「貸与品」という。）の種類及び貸与期間は、別表による。

3 この規程に定める期間は、月で計算する。

4 被貸与者として指定されたものであつても職務の執行上特に必要と認めないものについては、管理者はこれを貸与しない。

5 被貸与者として指定されていないものについても、その職務の執行上特に必要があると認めた者には、別表の定めるところに準じて被服の貸与をすることができる。ただし、貸与期間は、職務執行上必要な期間とする。

第 3 条 貸与品の貸与期間は、貸与品の命数を斟酌して伸縮することができる。

2 貸与品は、職務執行上の必要性を勘案して前条第 2 項の規定の適用を調整することができる。

第 4 条 貸与期間内において、貸与品を亡失又は、き損したため、代品を要すると管理者が認めたときは、再貸与することができる。

第 5 条 被貸与者が退職、休職若しくは他へ転勤するとき又は第 7 条第 1 項の規定に違反したときは、その貸与品が貸与期間満了前のものに限り直ちに返納しなければならない。ただし、天災、地変、その他不可抗力によつて貸与品を返納することができないときは、この限りでない。

第 6 条 貸与品の貸与期間が満了したときは、その貸与品を被貸与者に支給する。

第 7 条 被貸与者は、貸与品を貸与の目的以外に使用し、もしくは善良な保管を怠りまたはその他の処分をすることができない。

2 物品取扱主任は、常にその員数の点検、き損の程度、その他使用状況等を調査し、善良な管理を怠つてはならない。

3 物品取扱主任は、前項について物品出納員に報告をしなければならない。

第 8 条 被貸与者が次の各号の一に該当するときは、貸与期間の残存期間の割合に応じてその原価に基づいて計算した額を賠償しなければならない。

(1) 故意または過失により貸与品を亡失したとき。

(2) 第 5 条の規定に違反し、貸与品を返還しないとき。

第 9 条 この規程の施行について、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程施行の際、すでに貸与を受けているものの貸与品については、すべてこの規程により貸与を受けたものとみなす。

付 則（昭和55年3月31日規程第2号）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

別表 （昭55規程 2 ・ 全改）

被 貸 与 者		貸 与 品	貸 与 期 間	貸 与 数	摘 要
事 務 職 員	男	事 務 服	3 年	2	当分の間上下各 1 夏シャツ 2
	女	事 務 服	3 年	2	上衣冬 1、夏 2
技 術 職 員		作 業 服	1 年	1	上下各 2、夏シャツ 2
		雨 が つ ば	2 年	1	
		ゴ ム 長 靴	2 年	1	
		安 全 靴	2 年	1	
		帽 子	1 年	1	
庁 用 車 運 転 士		作 業 服	1 年	1	上下各 2、夏シャツ 2
		雨 が つ ば	2 年	1	
		ゴ ム 長 靴	2 年	1	
用 務 員	女	作 業 服	3 年	2	上衣冬 1、夏 2
環 境 作 業 員		作 業 服	1 年	1	上下各 2、夏シャツ 2
		雨 が つ ば	2 年	1	
		ゴ ム 長 靴	2 年	1	
		作 業 靴	1 年	3	地下足袋
		帽 子	1 年	1	
作 業 員		作 業 服	1 年	1	上下各 2、夏シャツ 2
		雨 が つ ば	2 年	1	
		ゴ ム 長 靴	2 年	1	
		安 全 靴	2 年	1	
		帽 子	1 年	1	